

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：32702

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380084

研究課題名(和文) 同化主義か, 多文化主義か 外国人受入政策に関するフランスとシンガポールの比較研究

研究課題名(英文) Assimilationism or Multi-culturalism - Comparative study of Immigration policy between France and Singapore

研究代表者

江口 隆裕 (Eguchi, Takahiro)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号：10232943

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、フランスの同化主義とシンガポールの多文化主義を比較検討し、外国人受入政策のあり方について研究を行った。その結果、両国がそれぞれの政策を採用したのは、歴史的沿革や国の成立ちによるものであることが明らかとなった。日本は、そのいずれでもなく、自由な政策決定をできる状況にある。

多文化主義か同化主義かのメルクマールとして重要なのは、言語である。日本の場合には、日本語以外の言語を公的に認めるかどうかのポイントとなる。さらに、同化主義を採用する場合には、何をもって社会を統合する共通の価値とするかが問題になり、日本の場合には、日本国憲法の理念や価値が基本となるべきであろう。

研究成果の概要(英文)： In this study, I compared French assimilationism and Singaporean multiculturalism and studied about their foreigner acceptance policies. As a result, it was revealed that the two countries have adopted their respective policies due to historical history or the formation of the country. Japan is in such a situation that it can make free policy decision.

What is important as a criterion for deciding multiculturalism or assimilationism is the language. In the case of Japan, the point is whether or not to accept languages other than Japanese. Furthermore, when adopting an assimilationist principle, what is the common value to integrate society becomes a important question, and in the case of Japan, the ideas and values of the Japanese Constitution should be the fundamentals.

研究分野：社会法

キーワード：移民受入政策 同化主義 フランス 多文化主義 シンガポール 社会的統合

1. 研究開始当初の背景

わが国はすでに人口減少期に突入している。急速な人口減少に対する処方箋としては、まず、若者や女性、高齢者の就労促進が考えられるが、それだけで今後の急速な人口減に十分対応できるかどうかは定かではない。このため、移民という形式をとるかどうかは別にしても、外国人労働者をどのような形で活用するかについて真剣に検討する時期に来ていると考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、外国人労働者受入れのあり方に関し、言語、文化をはじめとする基本的な価値について自国への同化を求める同化主義のフランスと、言語や文化の多様性を認める多文化主義のシンガポールを比較検討し、両国の政策の相違が外国人労働者に対する教育、雇用などの生活保障のあり方、地域住民との関わり方などにどのような影響を及ぼすのかを研究し、人口減少期に突入したわが国における外国人労働者受け入れのあり方を議論する際の基本的視座を提供することを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 初年度たる平成 26 年度は、9 月にパリで現地調査を行うなどにより、フランスが同化主義をとるにいたった歴史的背景等を調査した。その後、秋に入院を余儀なくされたことから、シンガポールでの現地調査は延期せざるを得なかったが、3 月に隣国マレーシアに赴き、シンガポールがマレーシアから分離・独立した経緯などを調査することができた。

(2) 平成 27 年度は、シンガポールを 2 度訪問し、有益な成果を上げることができた。まず、8 月にシンガポール国立大学 (NUS) の人口移動の専門家を訪問し、3 月には、同大学のシンガポール政治の専門家、憲法学者及びマレー研究の専門家と会い、シンガポールの移民政策やシンガポール共和国憲法における多文化主義の位置づけなどに関する情報を得ることができた。

また、フランスについては、9 月に内務省を訪問し、移民担当参事官からフランスの同化主義に関する考え方や「同化」の判断基準などを入手することができた。併せて、アフリカからの移民がイギリスに向かう拠点となっているカレーの移民キャンプの実情を視察した。

(3) 平成 28 年度は、9 月にフランス、3 月にシンガポールでそれぞれ補足調査を行うとともに、フランスについては、昨年度に引き続きカレーの移民キャンプの実情等を視察した。

4. 研究成果

(1) 総括

フランスの同化主義か、シンガポールの多

文化主義か、という両国の政策の相違について、当初は、外国人労働者の受入政策の違いと捉えて研究を始めた。

ところが、研究を進めるにつれ、これらの相違は、それぞれの国の成り立ち、さらには国家観そのものの違いに帰着することが明らかとなった。このため、当初予定していた両国における外国人労働者の就労や生活の実態等でなく、より根本的な論点、すなわち、両国においてなぜそのような政策がとられたのか、そしてそれが現実の一般法秩序の中でどのように制度化され、機能しているのかを明らかにすることになった。この点で、当初の研究計画とは異なる研究成果となったが、外国人受入政策のあり方の比較検討という本研究の問題意識にとっては、より有益な成果が得られたものと考えている。

(2) シンガポールの多文化主義

多文化主義の成り立ち

シンガポールは、1819 年に発見されて以来イギリスの植民地として支配され、発展してきたが、第二次大戦後の 1958 年に完全な自治権を獲得する。その後、資源のない狭隘な国土で国民を養うのは困難だとして、人民行動党 (PAP) のリー・クワンユーらは、すでにイギリスからの独立を果たしていたマラヤ連邦との合併を目指した。1963 年、念願が叶い、シンガポール及びボルネオ島の一部がマラヤ連邦と合併してマレーシア連邦が成立する。

しかし、合併から 2 年後の 1965 年、シンガポールはマレーシア連邦から分離・独立することになった。その主な原因は、プミプトラ (サンスクリット語で「土地の子」を意味する。) 政策に代表されるマレー人優遇政策をシンガポールの中国系住民が容認できなかったことにある。

独立後のシンガポール共和国は、中国人 77%、マレー人 15%、インド人 7%、その他の民族 1% という多民族国家であった (数値は 1970 年時点)。人民行動党政府は、マレーシアのような特定民族優遇政策を否定し、多民族社会を前提に、機会の平等 (equal opportunity) と能力主義 (meritocracy) を国家政策の基本とした。それが、シンガポールの多文化主義の原点である。

なお、多文化主義と同義で、多民族主義という言葉が用いられることもあるが、「民族」という概念自体が文化的、社会的要因によって規定されるものであることから、本研究では、多文化主義という用語を用いた。

憲法における多文化主義の制度化

多文化主義は、多様な形でシンガポール共和国憲法 (以下「憲法」という。) に組み込まれている。

第一に、憲法では、マレー語、中国語、タミル語及び英語の 4 つの言語を公用語として定めている。言語は文化そのものであり、複数の言語の使用を公的に認める多言語主義は、シンガポールの多文化主義を基礎づけ

るものである。さらに、この多言語主義は、シンガポールの国籍取得要件にも反映されている。

第二に、集団代表選挙区の制度がある。これは、中国人以外のマレー人、インド人などをマイノリティ民族と位置付けた上で、マイノリティ民族の代表が国会議員になれるようにするための制度である。具体的には、集団代表選挙区に宣言された選挙区では、政党は、3人以上6人以下の範囲で指定された人数の候補者グループで選挙に臨まなければならない。そのグループには、少なくとも1人のマイノリティ民族を含まなければならない。その結果、与野党いずれが勝利しても、集団代表選挙区選出議員の中の1人はマイノリティ民族になるのである。これによって、2011年の総選挙では、15人のマイノリティ民族が国会議員になった。

第三に、「マイノリティのための大統領諮問委員会」がある。これは、マイノリティ民族に対する差別的な立法を防止する事前チェック機関として、憲法で定められている。この委員会は、大統領によって指名された委員長と20人以下の委員で構成され、国会又は政府から付託された法案に「差別的な手段」となる条項があるかどうかを判断し、国会に報告するのを任務とする。委員会が差別的な手段となる条項があると判断した場合には、国会は法案に必要な修正を加えなければ、法案の同意権を持つ大統領にこれを提示できないとされる。

ただし、国会議員総数の3分の2以上の多数で議決した場合などは、この委員会のチェックを不要とすることができる。

マイノリティ民族への特別な配慮

憲法は、平等原則や宗教の自由の原則を定めつつも、マイノリティ民族に対する特別な配慮も求めている。特に、マレー人が大半を占めるイスラム教徒に関しては、結婚、離婚及び相続に関し、一般法ではなくイスラム法に従うことを認めて、国内法秩序の多元化を容認している。これは、義務教育についても同様であり、イスラム教徒の子どもは、国の小学校に行かずに、イスラム教の宗教学校に行くことが認められている。

シンガポールの多文化主義の評価

シンガポールの多文化主義は、シンガポールという国家の生い立ち、そして建国のときから多民族であったという現実を踏まえ、かつ、マレーシアを反面教師として、民族間の調和を図り、国家として民族を統合し、経済を発展させていくための現実的な選択であった。しかし同時に、多文化主義をとりつつも二言語政策を取り入れ、英語を事実上の共通語としてグローバルな経済に適應できる社会基盤を整備し、集団代表選挙区制度を導入してマイノリティ民族の代表を国会に送って多民族国家の政治的な安定を確保し、他方、イスラム教徒のマレー人に対する特別な配慮を行うなど、民族間のデリケートなバラ

ンスを保つための努力も行ってきている。

建国から50年が経過したが、北はマレー人の国マレーシア、南はマレー人が大半を占めるインドネシアに挟まれた、資源のない狭隘な国土というシンガポールの地政学的条件に変化はない。さらに、急速な少子化の進行による人口減と、それを補うための外国人労働力への依存という状況が加わっている。そういった中で、シンガポールが今後も発展を続けられるかどうかは、建国後に生まれた世代が、シンガポールの多文化主義の意義を理解し、民族間のデリケートなバランスを維持し続けられるかどうかにかかっていると見えよう。

(3) フランスの同化主義

同化主義の沿革

フランス革命以降、フランス人の定義自体が生地主義と血統主義の間で揺れ動いてきた。換言すれば、外国人とは何かという定義自体が変化してきたのである。

革命後間もない1793年の憲法では、父系血統主義に加えて、「フランスで生まれ、フランス王国に居所を定めた者」はフランス市民になるとして広く生地主義をとった。

1804年のナポレオン法典(民法典)は、選挙権などの政治的権利を行使するための「フランス市民」の要件と、私法上の権利の享有主体となる「フランス人」の要件は別であることを明記した。そして、後者の要件に関しては、意見の対立があった。ナポレオンがフランスに住む外国人の子に対しても兵役を課すことを狙って生地主義を主張したのに対し、老法律家トロンシェは国家と国民は血統によって結ばれるべきだとして血統主義を主張したのである。結局、トロンシェの意見が通り、民法典は血統主義を基本とすることになった。

その後、ルイ＝ナポレオンの時代に、外国人の子の兵役逃れを防ぐため、1851年の法律によって、「フランスで生まれた外国人の子のうち父親もフランスで生まれた者」は、外国人の資格を請求しない限り、フランス人になるという「二重の生地主義」が導入された。

第三共和制は、植民地支配を本格化させた時代である。この時代に制定された1889年6月26日の法律は、民法典を改正し、本人の外国籍選択を認めないことにして、二重の生地主義を強化した。その狙いは、外国人の兵役逃れ防止と、急増する外国人の自国民化による国防の強化にあった。

二重の生地主義は、親子ともにフランスで生まれた場合には、その子はフランスで育ち、フランスの教育を受け、フランスの文化や習慣等を身につけているという考えを前提としており、ここにフランス移民政策における同化主義の原点を見出すことができる。

その後、幾度かの改正を経た後、2011年6月16日の法律によって、同化主義を定めた現行の民法典第21-24条になる。

同化主義の内容

(ア) 言語要件

フランス民法典第 21-24 条第 1 項が定めるフランス共同体への同化要件は、以下の 3 つから成っている。第一は、フランス語に関する知識を有すること(言語要件) 第二は、「フランスの歴史、文化及び社会」に関する知識を有すること(知識要件) 第三は、「フランス共和国の基本的な価値と原則」に同意すること(共和国的価値への同意要件)である。それぞれの要件の詳細は、内務大臣通達で以下のように示されている。

第一の言語要件については、求められる知識水準が具体的に示されている。すなわち、フランス語の知識レベルを初級者(レベル A1、A2)、自分で話せる者(レベル B1、B2)及び熟達者(レベル C1、C2)の 6 段階に分け、フランス人となるのに必要な言語の水準は、レベル B1 でよいとされている。これは、「利用者が自分で話せる」レベルであり、「会話の基本的なポイントを理解でき、日常的なテーマについて簡単で矛盾のない会話を行うことができる」レベルである。そして、何より重要なのは、「聞く」「会話に参加する」及び「連続して口頭で表現する」という「フランス語を口頭で使いこなせる水準」のみが考慮され、「読む」「書く」という能力は評価の対象とされないことである。これは、言語要件が、当該外国人が「フランス共同体」に「同化」しているかどうかを判断するためのものだからである。

(イ) 知識要件

これは、フランスの歴史、文化及び社会に関する知識を有するかどうかを評価するものであり、申請者が「この分野で深い又は広い知識を有していることを証明することが重要なのではなく、市民権行使の基礎となる価値基準をマスターしていることを確認することが重要」とされている。ここでも、面接担当官は、「自然な会話の中に溶け込んだ質問」をしなければならぬとされており、申請者との会話の中で必要な知識を有しているかどうかの評価されることになる。

(ウ) 共和国的価値への同意要件

外国人がフランス国籍を取得するために合意しなければならない「共和国の基本的な価値と原則」とは何か?これは、2012 年 1 月 30 日のデクレによって承認された「フランス市民の権利と義務の憲章」(以下「憲章」という。)に示されており、言語要件及び知識要件をクリアした外国人は、憲章を理解し、これに賛成して署名しなければ、フランス国籍を取得できないとされている。

憲章では、まず、フランス共和国の原則として、1789 年の人権宣言及び「歴史的に受け継がれてきた民主的な原則」を掲げている。

次に、シンボルとしては、青、白、赤の三色旗(国旗)、ラ・マルセイエーズ(国歌)を挙げ、共和国の標語は、《自由、平等、博愛》であり、国の祝日は 7 月 14 日(革命記念日)、共和国のシンボリック肖像は《マリア

ンヌ》であるとしている。さらに、共和国の言語はフランス語であるとし、多言語主義を否定している。また、1958 年 10 月 4 日の第五共和制憲法によって、フランスは、不可分で、政教分離の(laïque)、民主的かつ社会的な共和国であるとしているが、これ以外の事項の多くも第五共和制憲法で定められているものである。

ちなみに、《博愛》(fraternité)に関する説明では、フランス市民には国防の義務や税・社会保険料の拠出義務がある反面、国や共同体から保護や保障を受ける権利があることが書かれており、その内容からすれば、「博愛」でなく「互惠」と訳するのが適切である。

フランスの同化主義の評価

フランス民法典は、フランス人の要件として、血統主義を基本としつつ、生地主義も認めている。外国人であっても、フランス共同体の一員にふさわしければフランス人となるのである。この場合重要なのは、フランス社会に同化しているかどうかであり、それが同化の要件という形で評価される。

特に、その中の共和国的価値への同意要件は重要であり、この価値に賛同する者は、民族や宗教のいかんを問わず、フランス国民になれる。この意味で、フランス国籍は、「いくつかの原則と価値」を共有することに基づいており、これが国家の統一を形成するという一種の神話(mythologie)に基づいているとも言われる。すなわち、フランスという国は、フランス共和国を形成する原則及び価値を共有する者の共同体であるということが出来る。ただし、この神話は、近年の自国民によるテロや排外主義を唱える政党の躍進によって揺らぎつつあり、今まさにフランスの原則や価値の真価が試されている。

(4) まとめ

本研究で明らかになったことは、第一に、多文化主義か、同化主義かというメルクマールとして、言語が重要な意味を持つということである。シンガポールは 4 つの公用語を認めるのに対し、フランスはフランス語しか認めない。これは、言語が社会・文化の表象であり、社会構成員を結びつける手段だからである。したがって、日本の移民受け入れ政策を検討する際には、日本語以外の言語を公的に認めるかどうか重要なポイントとなる。

第二に、シンガポールの多文化主義は、同国の成立そのものによるのに対し、フランスの同化主義は、フランスが植民地支配を強化し、外国人の兵役逃れを防止するために行ったことを起源とする。日本は、そのいずれでもなく、自由な政策判断によって決定できる状況にある。

第三に、同化主義を採るということは、日本のあり方が問われることでもある。フランスの場合には、フランス共和国の原則と価値への賛意を前提にするが、日本の場合には、何をもって社会を統合する共通の価値とす

るのが問題となる。これについては、日本国憲法の理念や価値が基本となるべきであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 8 件)

江口隆裕「シンガポール共和国憲法と多文化主義 マレーシア連邦憲法の継受と否定」神奈川法学第 49 巻第 1・2・3 合併号、印刷中(全体で 72 頁)、2017 年、査読なし

江口隆裕「移民問題と国家のアイデンティティ」週刊社会保障 2914、32~33 頁、2017 年、査読なし

江口隆裕「イギリスの EU 離脱と移民問題」週刊社会保障 2883、34~35 頁、2016 年、査読なし

江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開 マグレブとの関係を中心に (五)」神奈川法学第 48 巻第 2・3 合併号、1~50 頁、2016 年、査読なし

江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開 マグレブとの関係を中心に (四)」神奈川法学第 48 巻第 1 号、99~145 頁、2016 年、査読なし

江口隆裕「シンガポールの多文化主義」週刊社会保障 2842、32~33 頁、2015 年、査読なし

江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開 マグレブとの関係を中心に (三)」神奈川法学第 47 巻第 2 号、39~65 頁、2015 年、査読なし

江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開 マグレブとの関係を中心に (二)」神奈川法学第 47 巻第 1 号、33~61 頁、2014 年、査読なし

〔学会発表〕(計 3 件)

江口隆裕「フランスの同化主義とシンガポールの多文化主義 移民受け入れ政策の国際比較と日本への示唆」、東京社会保障法研究会、2017 年 1 月 21 日、早稲田大学

江口隆裕「植民地収奪手段としてのフランス近代法」、東京社会保障法研究会、2016 年 4 月 16 日、上智大学

江口隆裕「フランス人とは何か 「連帯」の基礎的考察」、東京社会保障法研究会、2015 年 1 月 24 日、上智大学

〔図書〕(計 1 件)

江口隆裕「植民地収奪手段としてのフランス近代法 19 世紀フランスのアルジェリア特別立法に基づく考察」神奈川大学法学部 50 周年記念論文集刊行委員会編『神奈川大学法学部 50 周年記念論文集』学校法人神奈川大学、209~258 頁、2016 年、査読なし

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

・江口隆裕「フランスの移民支援施設」福祉新聞 2013 年 2 月 11 日号、2 頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

江口 隆裕 (EGUCHI TAKAHIRO)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号：10232943

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：